

アパートローン [固定金利期間特約型]

2024年12月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・アパートローン（固定金利期間特約型） 				
2. ご利用いただける方	<p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お借り入れ時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満85歳未満である方。 ・安定した収入の見込まれる方。 ・当金庫の会員となれる方。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫の地区内に住所又は居所を有する方。 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方。 <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員とすることができます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員となれる法人 <p>当金庫の地区内に事業所を有する法人であれば、当金庫に出資をしていただき、会員とすることができます。</p>				
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸用住宅（アパート、マンション、戸建住宅等）の購入、新築、増改築、リフォーム及び付属設備の購入資金 ・他金融機関アパートローンの借換資金 				
4. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・新築物件の場合は、構造により次のとおりとなります。 木造…25年以内、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造…30年以内 <p>※増改築資金及び中古物件の購入資金等につきましては、当金庫窓口にご相談ください。</p>				
5. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当初のご融資利率は、「固定金利期間特約型」の3年、5年又は10年のいずれかをお選びいただけます。 ・特約期間終了後は、お申し出により残存返済期間内で「固定金利期間特約型」を再度選択していただくことができます。 なお、特約期間終了時までにお申し出が無い場合には、自動的に「変動金利型」に移行いたします。 ・特約期間終了後、「固定金利期間特約型」を選択された場合の利率は、特約期間終了日の翌日時点における当金庫が定める「固定金利期間特約型」の利率となり、借入当初の利率とは異なる可能性があります。 ・特約期間終了後、「変動金利型」として取り扱われた場合の利率は、特約期間終了日の翌日時点における当金庫が定める「長期プライムレート」又は「新短期プライムレート」を基準金利として決定し、その後のご融資利率の取り扱いについては、「随時連動型」又は「周期連動型」のいずれかを適用させていただきます。（それぞれどちらを適用するかは、お借り入れ時にお客様にお選びいただけます。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">随時連動型</td> <td style="padding: 5px;">基準金利の変更の都度変動し、変更日の翌日以降最初に到来するご返済日の翌日から新利率を適用します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">周期連動型</td> <td style="padding: 5px;">4月1日及び10月1日の年2回基準金利の見直しを行い、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から新利率を適用します。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・「変動金利型」に変更後は、再び「固定金利期間特約型」を選択することはできません。 	随時連動型	基準金利の変更の都度変動し、変更日の翌日以降最初に到来するご返済日の翌日から新利率を適用します。	周期連動型	4月1日及び10月1日の年2回基準金利の見直しを行い、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から新利率を適用します。
随時連動型	基準金利の変更の都度変動し、変更日の翌日以降最初に到来するご返済日の翌日から新利率を適用します。				
周期連動型	4月1日及び10月1日の年2回基準金利の見直しを行い、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から新利率を適用します。				
6. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済又は元金均等返済とします。 ・元利均等返済の場合、特約期間中の毎回のご返済額は一定です。 なお、特約期間終了後のご返済額は、新利率、残存元金、残存期間に基づいて算出させていただきます。 				
7. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人は、次のとおりとなります。 【個人の場合】原則不要。ただし、当金庫が必要と認めた場合を除きます。 【法人の場合】代表者 ・担保は、ご融資の対象となる建物及びその土地に当金庫を第1順位とする抵当権（普通抵当権又は根抵当権）の設定をさせていただきます。 ・担保に差し入れいただいた建物には、火災保険に加入していただきます。また、かけられた火災保険には、質権を設定させていただく場合があります。 				

《裏面に続く》

<p>8. 手数料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不動産担保事務取扱手数料として、1 契約あたり次の手数料が必要となります。 担保設定・変更 : 1 百万円超 3 千万円未満 33,000 円、3 千万円以上 1 億円未満 55,000 円、1 億円以上 110,000 円 担保物件追加設定 : 1 百万円超 3 千万円未満 33,000 円、3 千万円以上 1 億円未満 55,000 円、1 億円以上 110,000 円 ※上記金額には消費税が含まれています。 ※同一物件に対する同日複数の（根）抵当権の設定は、1 契約となります。 ※追加設定と極度増額等同時の契約は、1 契約となります。 ※担保設定額が 1 百万円以下の場合は、手数料無料となります。 ・繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 <table border="1" data-bbox="359 477 1498 909"> <tr> <td rowspan="2">全額繰上償還</td> <td>当初借入金額 1 0 百万円以上かつ借入期間 1 0 年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資</td> <td>繰上償還元金×0. 5 0 % (円未満切捨) (非課税)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>5,500 円 (課税)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部繰上償還 (1 回あたり)</td> <td>当初借入金額 1 0 百万円以上かつ借入期間 1 0 年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資</td> <td>繰上償還元金×0. 5 0 % (円未満切捨) (非課税)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>3,300 円 (課税)</td> </tr> </table> <p>※ご融資残高が 1 0 万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。</p>	全額繰上償還	当初借入金額 1 0 百万円以上かつ借入期間 1 0 年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資	繰上償還元金×0. 5 0 % (円未満切捨) (非課税)	上記以外	5,500 円 (課税)	一部繰上償還 (1 回あたり)	当初借入金額 1 0 百万円以上かつ借入期間 1 0 年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資	繰上償還元金×0. 5 0 % (円未満切捨) (非課税)	上記以外	3,300 円 (課税)
全額繰上償還	当初借入金額 1 0 百万円以上かつ借入期間 1 0 年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資		繰上償還元金×0. 5 0 % (円未満切捨) (非課税)								
	上記以外	5,500 円 (課税)									
一部繰上償還 (1 回あたり)	当初借入金額 1 0 百万円以上かつ借入期間 1 0 年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資	繰上償還元金×0. 5 0 % (円未満切捨) (非課税)									
	上記以外	3,300 円 (課税)									
<p>9. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9 時～17 時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>										
<p>10. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申し込みの際には事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率、ご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。 										